

5 武健保第588号

令和5年8月30日

武蔵野市国民健康保険
運営協議会会長 殿

武蔵野市長 松下 玲子

令和6年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について（諮問）

このことについて、下記のとおり令和6年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等の一部改定を予定しております。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

記

1 改定の内容

- (1) 所得割率について、基礎課税額分を0.52%引き上げ、5.62%とする。
- (2) 均等割額について、基礎課税額分を3,600円、後期高齢者支援金等課税額分を700円、介護納付金課税額分を700円引き上げ、それぞれ31,000円、11,300円、13,600円とする。
- (3) 課税限度額について、後期高齢者支援金等課税額分を2万円引き上げ、22万円（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の88の2規定の法定課税限度額）とする。

2 施行期日

令和6年4月1日（令和6年度分の国民健康保険税から適用する。）